

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	和歌山県	執行機関名
3. 市区町村名		
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)	知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiriyojimu/main.html	
1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び該当部分	和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1項第1号事項 学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいふ。以下同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対する漢字給付金の支給に関する事務(以下「奨学給付金支給事務」という。)であつて規則で定めるもの	
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱第1条 和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱第1条 和歌山県高校生等に在学する高校生等がいる低所得世帯を対象に授業料以外の教育に必要な経費を負担する保護者等に対する経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に保護者等の教育に係る経済的負担に寄与することを目的とし、その支給に關しては、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金交付要綱第1条第4項第1号文部科学大臣決定)又は高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学給付金交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)以下「専攻科交付要綱」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金の取扱いについて(通知)(令和2年4月7日文科初等56号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。)	
⑥事務の趣旨又は目的	第一條 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てることができることにより、高等学校等ににおける教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	
⑦独自利用事務の関連規範	和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱 和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)交付要綱	